

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年四月二十二日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第十六号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成二十八年仙台市人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

現 行		改正後	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
職制上の段階	職の範囲	職制上の段階	職の範囲
[略]	[略]	[略]	[略]
課長職	課長 室長（次部長職の項及び係長職の項に掲げるものを除く。） 担当課長 検査主幹 東京事務所副所長 <b>課に相当する公所の長</b> 隊長 宮城消防署長 副署長 分署長 副館長 生涯学習支援センター次長 交通局の所長 ガス局の所長 工場長 副工場長 科部長 科長 副部長 市立病院の副センター長 副科長 主任医長 医長 主幹	課長職	課長 室長（次部長職の項及び係長職の項に掲げるものを除く。） 担当課長 検査主幹 東京事務所副所長 <b>課に相当する公所の長 北部発達相談支援センター副所長</b> 隊長 宮城消防署長 副署長 分署長 副館長 生涯学習支援センター次長 交通局の所長 ガス局の所長 工場長 副工場長 科部長 科長 副部長 市立病院の副センター長 副科長 主任医長 医長 主幹
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一課長職の項の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（人事委員会事務局任用課）